

# 会員の ひろば

## ラチ 「拉致の海流」 を読んで

小樽市医師会  
野口内科病院

### 本間 勉

#### 1. 著者・山際澄夫氏紹介

昭和25年下関市生れ、明大卒、国際ジャーナリスト、産経新聞社政治部記者、首相官邸・自民党・野党・外務省記者クラブキャップ、米国留学、ニューヨーク支局長等歴任

#### 2. 「神隠し」のような事件発生

1970年～1980年代に日本各地の海岸でアベックや個人が突然消息を絶って、家族は半狂乱になって警察に調査を要望し、家族も東奔西走している悲惨な報道が次々と乱れ飛んだ。家出・自殺・殺人・誘拐・心中等を考え大変な調査であったと思うが、長い間結果が不明であった。唯々家族や警察が不思議に思ったのはこの頃北朝鮮の密入国船が度々有ったことと、消息を絶ったと思われる地域から発見された遺留品が北朝鮮の物らしいということであった。

年々増加する消息不明者について北朝鮮との関係が次第に濃厚になり、家族は強硬に警察に嘆願しても「事件が起きなければ調査の仕様が無い」と冷淡だし、外務省も「北朝鮮と日本との国交が無いので致し方無い、の一点張りの門前払いであった。北朝鮮と唯一の交流を持つ旧社会党の「土井たか子党首、も被害者家族の必死の訴えにも返答無し聞く耳持たぬという冷淡至極な態度であったという。また、東大名誉教授和田春樹氏(北朝鮮通)や阪大法経教授吉田康彦

氏(NHK元記者)は拉致の証拠なしとした。さらに国会議員(野中広務・河野洋平氏)等は国交成立が先で、そのためにも「米供与、が必要と主張している。また「北朝鮮拉致疑惑救援議員連盟」会長で自民訪朝団長でもある中山正瞳氏は拉致疑惑を消息不明(行方不明)に変更するといつて「米」支援に重点を置いて拉致を軽視したという。

#### 3. 北朝鮮拉致疑惑

①日本政府が初めて国会で行方不明者を北朝鮮の「拉致疑惑」と発表したのは公安委員長梶山静六氏であった(1988年、昭和63年の国会)。  
②共産党橋本参議秘書「兵本達吉氏、は新潟・福井・鹿児島

#### ③亡命拉致工作員の証言

北朝鮮工作員「安明進、の目撃証言は次のごとくであった。中学1年生(14才)の「横田めぐみさん、が部活を終えて帰宅途中(家まで数十m以内と近い新潟海岸)で拉致された。北朝鮮に向う暗闇の船倉に40時間も閉じ込められ「お母さん、お母さん助けて、と泣き叫んで壁やドアをかきむしって爪を剥がして血だらけだったという。「北朝鮮で朝鮮語を覚えたらお母さんの所に帰す、と約束したが18才になっても実現しなかったので「うつ病」になり自殺したという。その後何人も

の拉致者がロープや粘着テープや手錠をされて悲惨な姿で運ばれたといっている。  
④以上のように悲惨な拉致者が40人を超す状況なのに日本政府は20年もの長い間積極的な調査も北朝鮮への詰問も抗議もせず通り一辺の通達に近かったという。しかし何度か消極的な交渉があったらしいことは事実であるが、北朝鮮の「拉致は存在せず、の一辺倒の返答に反論も救助もできずにいた。誠に不甲斐無い無責任な日本政府であったと思う。

#### 4. 北朝鮮の公式拉致認定発表

2002年(平成14年9月17日)、日

朝首脳会議が北朝鮮の平壤(ピョンヤン)であり、小泉首相と北朝鮮独裁者金正日(チム・ジョンイル)総書記と会談した。その前日突然金正日より公式に拉致の存在を発表され「生存者5人・死亡者8人で死者の墓は洪水で流されて無い、という。「拉致の背景には1970年～1980年代の特殊機関の一部の者達が妄動主義・英雄主義に走って起した誠に忌まわしい出来事であったが、関連した責任者は総て処罰したのでこれからは絶対に拉致は有りません。率直に深くお詫びいたします、といった。

彼の他人事のような公式発表には嘘が満ちており、今迄の国家テロや拉致事件のような国家犯罰は総べて金正日の指令以外に考えられない。現に1987年(昭和62年)の大韓航空、爆破指令は金正日であり、実行者金賢姫の日本語指導者田中八重子もすでに拉致されていた女性であると彼女は証言している。

#### 5. 拉致者の運命

拉致後「招待所」(隔離施設)に入り、しばらくしてから「強制収容所」に移され徹底的な洗脳を受けてから口封じ(余分なことは一切言わない)を誓わされいろいろな犯罪行為に利用される。拉致者同志の交流は厳禁され、指令を拒否すれば殺害が遠島で病死・自殺・餓死者もいたらしい。

#### 6. 北朝鮮との国交正常化運動

北朝鮮との国交正常化は東アジアの平和と安定に不可欠の最大重要テーマであり、拉致と核問題解決なくしては実現しない。そのためには人道的立場から米不足解消のための「米支援」もやむをえないと国会議員(若干の党)もマスコミも政府に要請して次々と大量に実施している。

国交正常化交渉は1991年(平成3年)から8回も実施されたが交渉は決裂していても「米支援、だけは10年間で117万トン以上が北へ送られているという。

#### 7. 米支援運動

1995年(平成7年)30万トン、4ヵ月後に20万トン援助。平成7年6月

日本政府は15万トン無償、15万トン有償で合計360億円の援助。10月には20万トンと50万ドル支援、同年凶作で50万トン追加、平成8年、9年には7万トンと600万ドル支援、平成10年破綻した大阪朝銀に3,100億円公的資金投入。平成11年と12年に10万トン、50万トンの米支援をしている。平成12年2月10万トン、10月に50万トン（計1,200億円）支援。

以上のように莫大な量の米と金額を支援してきたが生存者（拉致）5人とその家族が返還されただけで基本的解決に至っていない。今日では「横田めぐみさん、拉致からちょうど30年にもなる。日本政府外交の愚劣さと弱腰に腹が立つばかりである。

## 8. 北朝鮮拉致事件年表

### ①1977年（昭和52年）

- 9月19日 久米裕さん、石川県能都町海岸
- 11月15日 横田めぐみさん、新潟市水道町（公開捜査）海岸

### ②1978年（昭和53年）

- 6月29日 田口八重子（李恩恵）、新潟県または宮崎県（不詳）の海岸
- 7月 7日 地村保志・浜本富貴恵（アベック）、福井県小浜市海岸
- 7月31日 蓮池薫・奥土祐木子（アベック）、新潟県柏崎市海岸
- 8月12日 市川修一・増元るみ子（アベック）、鹿児島県吹上町海岸
- 8月12日 曾我ひとみ・ミヨシ（母娘）佐渡ヶ島真野町海岸
- 8月15日 4組目のアベック拉致未遂、富山県高岡市海岸

### ③1980年（昭和55年）

- 6月 7日 松本薫、マドリードで消息絶つ。
- 6月 7日 石岡亨。ウィーンで消息絶つ。
- 6月17日 原敷晁、宮崎県宮崎市青島海岸

### ④2002年10月2日北朝鮮発表

- ・拉致8件11人の他に3人で計14人の消息発表。
- ・市川修一、海水浴で溺死、妻増元るみ子もその後心臓病で死亡。
- ・原敷晁、肝硬変で死亡。妻田口八重子もその後自動車事故で死亡。
- ・有本恵子・石岡亨夫妻は子供と共に石炭ガス（CO<sub>2</sub>炭素ガス）中毒で全員死亡。
- ・横田めぐみさんはノイローゼ（うつ病？）で自殺。

以上の死亡者の墓は洪水で流失して無いという。誠に馬鹿げた報告で信用できない。

### ⑤2002年（平成14年）

- 10月15日 拉致被害者5人帰国（日本発表）。
- 10月24日 帰国者5人は日本に永住と決定。
- 11月12日 松本薫の遺骨のDNA検査で別人と判明した。北朝鮮の抗議あり。
- 12月 4日 「北朝鮮拉致被害者等支援法成立」

## 9. 国交正常化交渉

1991年（平成3年）第1回日朝国交正常化交渉あり、翌年11月7日で8回目となる。7年半ぶりに第9回の交渉となる。同年8月に第10回、10月に第11回を実施し、「日朝国交促進国民協議会」（村山富市首相会長で結成した）。

2002年（平成14年）第12回の交渉でストップして進展していない。

この年4月12日拉致議連会長に石破茂氏が就任し、10月14日には石破氏入閣のため中川昭一氏が新会長になっている。

## 10. むすび

第1回目の国交正常化交渉は金丸訪朝団として副総理が初めてあたるが、拉致を棚上げにして外務省の怒りに合ったという。この事柄が尾を引いて北朝鮮に「拉致は存在しない、という態度を強硬に取らせた結果になったことを忘れてはならない。

特に憤りを感じるのは外務省、

メディア・国会議員の一部、国民の拉致に対する冷淡さである。

平成9年、阿南惟茂アジア局長（現中国大使）の「拉致疑惑は工作員亡命者の証言以外証拠がないから慎重に考えるべき、といい、後任の榎田邦彦局長（現シンガポール大使）にいたっては「たった10人の拉致疑惑で日朝国交正常化交渉が止まってもいいのか、拉致にこだわり国交正常化が進展しなければ国益に反する、と平成11年12月自民党外交部会で発言していることは許しがたい。さらに榎田氏と増元るみ子さん弟照明氏と12年4月に「北朝鮮拉致日本人救出全国協議会」（佐藤勝己会長）が外務省を訪問した帰路「ああいう人達と一緒に運動していると拉致問題は解決しませんよ、といったという。

国を挙げて拉致救出に没頭すべき時にこのような発言をしたり、米支援に夢中になる国会議員やメディアには唯々呆れるばかりである。国民の生命・財産・生活を守る責任を持つ国家が20年余もの間40人とも90人ともいわれる日本人の北朝鮮拉致者救出ができなかったとは世界各国に対しても申し開きのできないことである。米国等はたった1人の拉致者でも国の命令で救出に特殊部隊が向っているという。

拉致家族は30年経った今日でも救出運動を各方面に展開している日本とは情けない限りである。



## 医療法人の危機

医政発第0330010号

平成19年3月30日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

を読んで

札幌市医師会

竹村 敏雄

### 関連する法律と厚生労働省医政局長通知

平成18年6月21日付けで公布された、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）により、医療法（昭和23年法律第205号）の一部が改正された。

このうち、改正後の医療法の医療法人に関する規定は、平成19年4月1日から施行されることとされている（経過措置によれば、平成19年4月1日以前に設立された医療法人は、当分の間、改正前の旧医療法第56条の規定が引き続き効力を有し、改正後の医療法が直ちに適用されることはない）。

医政発第0330010号の厚生労働省医政局長通知は、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部施行について」と書かれており、その中の「記」は第7までであり、「医療法人に関する事項」は第6に記載されている。

#### 医療法人に関する事項

1 通則、2 社会医療法人制度の創設、3 医療法人の作成書類に係る見直し等があるが、医療法人に直接係る通則について考えてみる。

通則は10項目に分かれて書いてあるが、そのうち私達医師に直接関係が深い二つの項目を記載する。

(2) 自己資本比率の見直し

従前、定められてきた自己資本

比率に関する要件については、廃止するものとする。

ただし、医療法人が提供する医療が継続的かつ安定的に提供される必要があることから、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務を行うために必要な施設、設備又は資金を有しなければならないこと（新省令第30条の34関係）。

(9) 残余財産の帰属先に関する見直し

1. 医療法人の非営利性を強化する趣旨から、定款又は寄付行為において、解散に関する事項として残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、以下の者のうちから選定されなければならないものとしたこと（法第44条第4項及び新省令第31条の2関係）。

したがって、これ以外の者を残余財産の帰属すべき者として定款又は寄付行為については、都道府県知事は認可をすることができないこと。

ア 国又は地方公共団体

イ 法第31条の公的医療機関の開設者

ウ イに準ずるものとして厚生労働大臣が定めるもの

エ 財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めのないもの

2. 医療法人の合併の認可申請に当たっては、以下省略す（新省令第35条第2項関係）。

この厚生労働省医政局長通知の全文を見たが、医師一人で設立した医療法人については、全く記載がなかった。

#### 法律等改正の要旨

(2) 自己資本比率の見直しについては、従来、医療法人を構成してきた医師は、それぞれ資金、資産等を出し合って社団医療法人を設立していたので、各人の拠出の割合によって、自己資本比率を定めていた。

このことが、医療法人の解散時に、各医師に返還される金額の算定基準になっていた。

しかし、この改正では、自己資本比率に関する要件は、すべて廃止されてしまった。

このため解散時には、出資した各医師に返還すべき金額を全く算定できないことになった。

そこで、この改正には(9)残余財産の帰属先に関する見直しの中のアイウエが、残余財産の帰属先として定められた。

この規定は、医療法人の非営利性を強化する趣旨から、新たに作った規定である。

#### 社会福祉法人の規定に似ている

この(2)と(9)の新規定を見てまず思い出したことは、30年も前からある社会福祉法人の規定と大変よく似ていることであった。

社会福祉法人はいろいろな事業を行っているが、その事業の一つに保育園（児童福祉法では保育所）がある。

保育園の運営費は、少額の負担金を園児の父母から地方自治体が徴収しているが、大部分の運営費は国、都道府県、市町村が措置費として税金を投入している。

保育園の土地又は建物は社会福祉法人の所有であっても、運営に係る大部分の費用は、国民から集めた税金が投入されている。

それ故に、社会福祉法人の解散にあたっては、(9)の残余財産の帰属先、アイウエが必要で、昔からそのように行われている。

#### 医政局長通知の通りに実施されたら

平成19年4月2日以降、上記の(2)と(9)通りに実施されたら、医療法人を開設している医師は、自分の月給はもらえるが、医療法人は以前から配当禁止（会社とは大違い）であるし、医療法人経営上では自分の資産を作ることもできないし、医療法人設立時に自分が出資した土地、建物、その他の物品も、医療法人解散時はアイウエに渡ってしまい、自分の子孫に財産を残すこともできなくなってしまう。

自由開業医制度の日本の中にあって、こんな医療法人を開設する医師が、これから現れるであろうか？現れないであろう。

## 法人の営利性と非営利性

株式会社は営利法人であって、事業によって得た利益は、株主に配当されている。

昭和23年に制定された医療法の中に医療法人が規定されている。医療法人は非営利性が強いので、医療法立法当初から剰余金の配当禁止が規定されていた。

医療法人は利益が出ても、出資者に対して、会社のように配当することを禁止されている。

今回の改正で、医療法人の非営利性を強化する趣旨から、残余財産の帰属先をアイウエと改正したが、これは間違いである。

医療法人の非営利性を強化する趣旨から実行すべきことは、剰余金の配当禁止が正しく行われているかどうかを、厳重に監査することである（株式会社の利益配当と比べてみて欲しい）。

医療法人は医業の遂行にあたって、補助金等を受けていないので、解散時に残余財産の帰属先をアイウエと定める必要はない。

残余財産の帰属先をアイウエと定めることは、非営利性の強化ではない。

### 民法(明治29年法律第89号)には

日本国民全員が守らなければならない民法は、太平洋戦争の敗戦により、連合国軍の占領時に大改正が行われた。その最たるものは、長年月にわたって続いていた

大家族制度を破壊することであった。民法改正後は、結婚すれば男も女も親の戸籍から離れて、新戸籍を作るようになっていく。

民法の総則には、人と法人と物の三つだけが規定されていて、法人は昔から大切な存在であった。

民法の法人は、公益法人と営利法人の二つだけが規定されている。

医療法人は非営利性が強いので、医療法立法当初から剰余金の配当禁止が規定されていた。

しかし今回の改正では、医療法人の非営利性を強化する趣旨から、残余財産の帰属先をアイウエとされてしまった。

前述したようにこの改正で、自由開業医制度の日本の中にあって、今後、医療法人を開設する医師がなくなるのは、必至のことである。

これによって、法改正前とは違って、医師は医業の法人化を剥奪されてしまった。

法人は明治の昔から民法で大切にされてきた。

今回の医療法人の改正は大間違いであって、速やかに改正前の状態に戻すことが、絶対に必要である。

### 医療法人を作ることができなければ

医師は法人化しないで個人立でも、病院や診療所を開設することはできるが、個人立では、医師の給与と医療機関の収益金が合算されて所得税が課税されるので、医

師の所得は22年前にもどり、所得税高額納税者の中に、医師が上位に沢山名を連ねると思う。

昭和60年5月の札幌国税局発表では、高額納税者の上位20名のうち医師は75%を占め、納税額1,000万円以上の全員を対象にすると医師は56%になっていた。

このことから、医師一人でも医療法人を作れるようにし、従前から定められていた自己資本比率に関する要件を、完全に復活することが絶対に必要である。

### 厚労省は視野を広げてほしい

厚労省は自分の担当分野の医療法人だけのことを考えずに、法人化されなかった個人医師の所得税(財務省管轄)のことも考えてほしい。これは縦割り行政の弊害だけでは済まされない重大問題である。

厚労省が企画立案した新臨床研修医制度が5年目に入り、各大学医局の医師数が著明に減少し、そのため大学医局から地方の病院への医師派遣ができなくなり、具体的な医師派遣を受けられなくなった地方の地域医療は危機に瀕している。

この地方の地域医療を立て直す責任は厚労省にあると思う。

新臨床研修医制度は2年間という期間も含めて、やり過ぎた点はないのか?何等かの改善が必要ではないのか?

何とか早く、地方の地域医療を正常に戻してもらいたいものである。

## 電子メールによる会員への情報提供について

### —メールアドレスの登録—

◇情報広報部◇

本会では、インターネットを利用し、電子メールにより緊急性の高い情報を、会員の皆様へ送信提供しております。対象は当会のインターネット接続サービス登録者全員と他プロバイダの電子メールアドレスをお持ちになっていて、本会にアドレスを登録している会員です。

他プロバイダの電子メールアドレスの登録につきましては、随時受け付けておりますので、

是非ご登録いただきたくご案内いたします。

### ●電子メールアドレスの登録方法

電子メールで、ご氏名、登録メールアドレスを明記のうえ、下記宛お送りください。

・申込先メールアドレス：

**add@m.doui.jp**